

循環社会の主役としての木材を巡る課題と木材自給率の動向

ウッドマイルズフォーラム 藤原 敬

1 はじめに

二〇一五（平成二七）年度森林・林業白書（以下二七白書という）は、二〇一四年の木材自給率が三〇%を上回ったことを受けて、「国産材の安定供給体制の構築に向けて」という特集を行っている。木材の自給率の回復傾向が定着してきた状況が、「農業の自給率向上にとつて、何らかの示唆がえられるのではないか」というのが、筆者に編集部から声をかけていただいた趣旨だった。筆者はもと林野庁の行政官、全国木材組合連合会のマネジメントの一端に携わりながら、ウッドマイルズフォーラムという団体を立ち上げて、木材・地域材の環境貢献度を評価する試みを建築関係者などと進めてきた。地域材の利用が進み自給率が拡大することは好ましいことだが、最近の木材自給率の向上や関連する施策に検討すべき課題があると考えている。

二七白書の自給率を巡る記述に基づいて、自給率の動向とその背景、関連する施策の動向を紹介しながら、市場に対応する国産材の可能性とリスク、木材・地域材の消費者への普及の課題などを検討したい。農業分野の自給率に関する議論の進展に資することができれば幸いである。

2 木材の自給率の動向と国産材の安定供給体制の構築に向けた施策

(1) 木材の需要と供給

現在公表されている最近年二〇一五年の木材自給率は三三・二%で、三〇パーセントを超えたといわれた前年よりさらに増加しているⁱⁱ（表1参照）。

前年のデータを使っている前述の二七白書では、木材自給率の数値が三一・二%となり二六年ぶりに三〇パーセントを回復したとして、自給率の推移のグラフを掲載

している（図1参照）。

建築戸数の低迷の中で木材の需要が全体的に低下傾向にあり、その中で、国産材の供給量が増加し二〇〇二年に一八・八%となった自給率はその後ほぼ毎年増加し、その傾向は定着している。その背景を白書は、「近年、人工林の森林資源の充実、合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加等を背景に国内生産量は増加傾向にあり、一方で、木材の輸入量は減少傾向のため」としてい

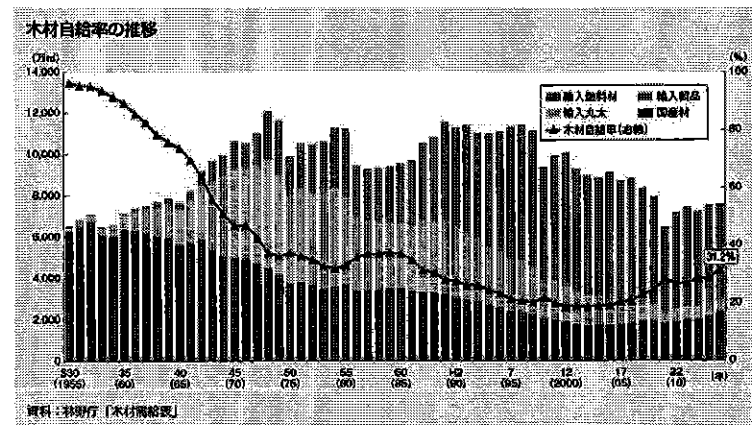
る。人工林の資源の充実について、二七白書は図2を掲載

表1 木材需給量と自給率

		単位千立方メートル		
年次		2015	2000	対比
需要	計	75,160	101,008	74.4%
	うち用材	70,883	99,283	71.4%
	小計	72,871	100,518	72.5%
	国内消費			
	用材	68,602	98,777	68.5%
	しいたけ原木	315	803	39.2%
	燃料材(薪炭材)	3,955	938	421.6%
	小計	2,288	489	467.9%
	輸出			
	用材	2,281	487	468.4%
燃料材(薪炭材)	7	2	350.0%	
計	75,160	101,006	74.4%	
供給	うち用材	70,883	99,283	71.4%
	小計	24,918	19,058	130.7%
	国内産			
	用材	21,797	18,022	120.9%
	しいたけ原木	315	803	39.2%
	燃料材(薪炭材)	2,806	233	1204.3%
	小計	50,242	81,948	61.3%
	輸入			
	用材	49,086	81,241	60.4%
	燃料材(薪炭材)	1,156	707	163.5%
自給率(%)		33.2	18.9	

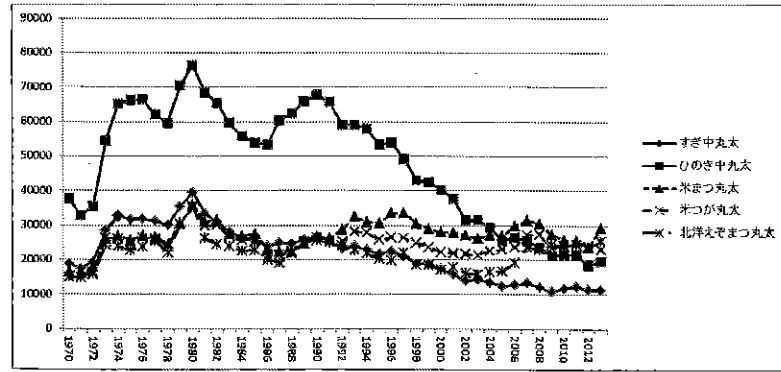
出所：木材需給表（農林水産省）

図1



資料：林野庁「木材需給表」
森林・林業白書掲載

図3 国産材と輸入材の価格推移



木材需給報告書 素材価格累年統計

て1)原木の供給力の増大、2)木材等の需給情報の共有と原木供給のとりまとめ、3)国産材の安定供給体制の構築

図3 国産材と輸入材の価格推移

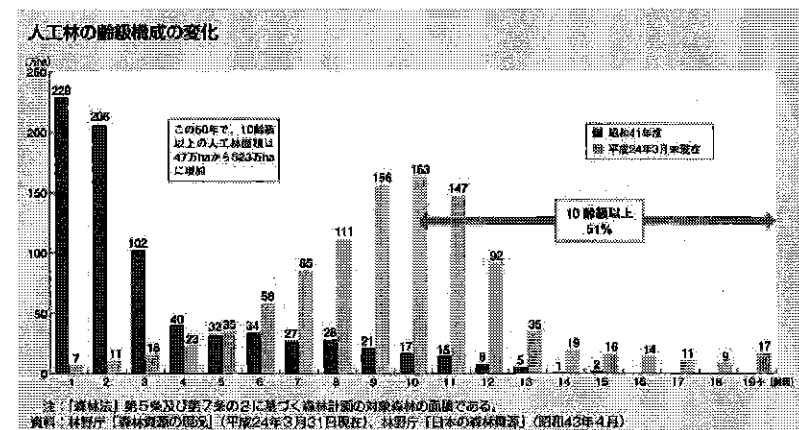
している。
人工林の高樹齢化が進み、一〇令級（植栽後四五年から四九年まで）以上の面積が半分を超え全体的に伐採時期を迎えていることを示している。
全体の需要が低下する中で輸入材が減る一方、以前は輸入材が主たる原料だった合板など国産材に需要をシフトして、国産材が市場の中でシェアを伸ばしている背景には、もちろん資源の充実はあるが、白書がふれているように、価格問題がある。
図3は国産材と輸入材の国内市場における価格の推移である。
輸入材に比べて全く別の価格体系であった国産材の価格（特にヒノキ）が低下し続け、近年は輸入材丸太と同様あるいはそれ以下の水準になっている。国産材と輸入材は市場を分担し（前者が和風建築、後者が洋風建築）、国産材価格が輸入材価格よりも高い価格を維持していたものが、建築様式の変更が進み、双方とも隠れた構造材として全く同じ土俵で競争することになり、それを反映した価格となっている。
以上のように、自給率向上の背景には、厳しい競争にさらされている国産材の現実があり、この状態が持続可能なものなのかどうか、検証する必要がある。
2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた施策

表2 安定供給体制の構築に向けた取組

1)原木の供給力の増大	ア)主役とその後の確実な更新の実施 イ)効率的な作業システムの構築 ウ)原木流通の合理化 エ)林業事業者の育成 オ)施業の集約化 カ)労働力の確保 キ)路網の整備	①主役の計画的な実施 ②再造林の定実な実施 ③造林等に関する経費の総額に向けた取組 ④成長に優れた苗木等の供給確保と被害防止 ⑤天然更新による森林造成 ①効率的な作業システムの構築が重要 ②林業機械導入の状況 ③金木集材の普及や早生樹種の活用 ①生産性の向上には施業の集約化が必要 ②施業の集約化を推進する「森林施業プランナー」を育成 ③「森林経営計画」により施業の集約化を推進 ④施業の集約化を推進するための取組 ⑤民有林と国有林が連携した「森林共同施業団地」の設定 ①路網の整備が課題 ②丈夫で機身な路網の作設を推進 ③路網整備を担う人材を育成
2)木材等の需給情報の共有と原木供給のとりまとめ	ア)木材等の需給情報の共有 イ)安定取引等の動き	①原木供給のとりまとめ ②大型の製材工場等がとりまとめ役となる安定取引 ③原木市場がとりまとめ役となる安定取引
3)国産材の安定供給体制の構築を目指して		①関係者の連携が重要 ②国民の理解

を目標としていう三つのカテゴリーによる表2のような施策を提起している。
1) 供給側の市場競争力をつけるための施策
前記のうち、1の「原木の供給力」には、(ア)の趣旨である原木の供給力を高めるため間伐から主伐へのシフト、(イ)以下、生産流通段階での徹底した効率化の課題が提起され、国際化した丸太の低価格化に対応できる体制の整備についての対応がリストアップされている。

図2



森林・林業白書掲載

二七白書は国産材自給率向上の安定化を念頭に「安定供給体制の構築に向けた取組の現状と今後の課題」とし

る。また、2の「木材等の需給情報の共有と原木供給のとりまとめ」では、輸入材の持っている非価格競争力である、供給の安定性、柔軟性、弾力性という側面に対応する供給体制の整備を提起している。どちらも国産材の供給条件に関連して、輸入材に対して市場競争力をつけ資源の供給ポテンシャルを引き出そうという主旨の、施策である。

2) 次世代の森林資源につなげる取組

二七白書の安定供給力の構築に向けた取組のうち、1 (ア) 主伐とその後の確実な更新に記載されている、② 再造林の着実な実施、③ 造林等に要する経費の縮減に向けた取組、④ 成長に優れた苗木等の供給確保と被害防止、⑤ 天然更新による森林造成という項目は、同じ国産材の供給条件に関する施策だが、前項のような市場の競争力とは別の視点の施策である。国産材の市場への供給の主力が間伐から主伐(皆伐)にシフトする中で、伐採跡地の適切な管理・再造林などの、次世代の資源管理についての課題にかかわる施策である。注意をしなければならぬのは、次の世代の森林がどうなるか、という重要な課題は、市場が解決できない、社会的・行政的なしっかりした評価システムを確立する必要のある難しい課題だという点である。林野庁という森林資源を取り扱う行政機関の根拠にかかわる施策群といってよいものだ

養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること」という環境要素に関する貢献である。木材は、製造過程の環境負荷が少なく、循環可能であるという木材利用促進の運動が実を結んだといえる。

ただし、熱帯林の減少と関連して違法伐採問題が議論され、それを排除するに必要となり、違法伐採された可能性のある木材を、サプライチェーンを通じて排除しようという消費国の施策が進んだ。この流れから今年五月には我が国で合法伐採木材等利用促進法が施行されることとなった。

これらの施策は、再生可能な資源であることを消費者に認識してもらうことを狙いとしている。この点については、政府の施策に先んじてFSC^{vi}、PEFC^{vii}、S-GEC^{viii}といった、第三者による森林経営の認証と、そこから生産された木材であることを証明するためのビジネスチェーンの一員であることを認証するCOC^{ix}認証の二つの認証制度が構築されてきた。熱帯林である生産地点と、主として温帯地域の大きな消費地点の遠距離間の環境性能情報の伝達システムである。

2) サプライチェーンを管理するコストと国産材・地域材

前述の森林認証材の問題点は、木材流通がグローバル

が、他の地域に比べて皆伐が先行している九州地区で、人工林の過伐問題などが指摘されている状況であり、重要な問題提起がされているといえる分野である。

以上のとおり、二七白書に指摘された「安定供給体制の構築に向けた取組の現状と今後の課題」は国産材の自給率の向上に関し、供給側の施策を幅広く整理したものであるが、国産材の自給率の安定化のためには、供給側の条件とともに、需要側へのアプローチが重要である。以下、関係する施策を整理してみたい。

3 国産材時代の安定化のための課題

(1) 木材の地域材の環境貢献度の見える化への取組

木材の需要側へのアプローチとして重要なのが「公共建築物の木材利用促進法」と、違法伐採問題への取組である。直接自給率にかかわる施策ではないが、木材の環境性能に着目した、木材需要全体を拡大する需要者へのアプローチである。

二〇一〇年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行された。民主党権化の不安定な状況で、野党の意見をいれて修正した法律が満場一致で可決した。コンセンサスの原点は、目的規定にあるように「木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん

化し、地球上の温帯地域にある大消費地と、途上国の熱帯林の生産地というきわめ遠距離間の環境性能情報の伝達システムとなった点で、複数の国におけるサプライチェーンを構成する事業者の第三者による認定などコストがかかることになる。北欧や北米など大きな企業がサプライチェーンを管理しているような市場では森林認証材がマーケットの主流になっている地域もあるが、その他の地域でなかなか主流になれないのは、中小企業のサプライチェーンではコストの負担できないからである。近距離で、場合によっては自分で生産地を確認できることができる地域材は、コストをかけることなく、生産地点の環境負荷を消費者が確認し、木材利用の環境貢献の前提である再生可能性を担保することができるというメリットをもっている^{ix}。

この点はウッドマイルズフォーラムが指摘していた重要な点である。環境的要素が、国産材地域材の普及に密接な関係にあることがわかるであろう。

4 おわりに

グローバル化する木材の流通のかなで、日本の国産材が自給率を伸ばしている背景には、国産材の流通過程が国際競争の真ただ中に入っており、市場競争力を高めるための施策と、資源管理にかかる供給側の施策が展開

されていることを紹介してきた。しかしながら、ローカルな資材を持続的・循環的に利用していくためには、ローカルな商品の環境貢献という視点で需要者にアプローチすることの必要性あり、ウッドマイルズフォーラムの活動の一端を紹介した。グローバル化の問題はその他に、輸送過程の環境負荷など重要な視点があり、化石燃料にたよる輸送機関が排出する温暖化ガスへの課税など、木材にかかわらず農産物を含む様々な国際商品について、環境的側面からさらなる重要な課題があるだろう。

- i 一般社団法人ウッドマイルズフォーラム(会長藤本昌也、建築士会連合会前会長) <http://woodmiles.net/>
- ii 木材の自給率は農林水産省の木材需給表によって毎年公表されている。現時点で最近のデータは二〇一五(平成二七)年のデータである。需要量には製材所、合板加工事業所など加工施設が使用する丸太の使用量がベースとなっており、製材や集成材、合板、チップ、木材パルプの形で輸入される製品が需要量として加えられており。また、国内供給量は加工施設で使用する丸太の中の国産材、しいたけ原木、二〇一四年からは発電用のつかわれる木質バイオマスが加わっている。
- iii この背景を二七白書は「木材製品に対する消費者ニーズの変化」として「我が国では、従来から木造住宅への志向があり、かつては、和室の柱を中心に無節のいわゆる役物(やくもの)

へのニーズがあった。その後、洋室が増えるなど生活様式が変化した、昭和五〇年代後半から大壁工法が本格的に普及していったことから、柱など構造部材は、壁面の内部など表に見えないところで主に利用されるようになっていった。このため、構造用の役物(やくもの)需要は減少し、かわりに並材(なみざい)の需要が増加してきている。」と解説している。

- iv 佐々木幸久(日本集成材工業会会長)「今こそ過伐対策を」二〇一七年五月一九日(金)日刊木材新聞/「新・国産材戦国時代インタビュー」
- v 二〇〇七年から日本政府は林野庁ガイドラインに基づく合法伐採木材をグリーン購入法で優先調達、二〇〇八年米国レーン法改正・二〇一三年欧州木材規則により罰則付きで輸入材の管理を義務づけ。藤原敬「違法伐採問題に対する取組の意義と課題」日本を含むすべての森林の森林管理のガバナンスにも関連して」森林技術誌二〇一五年五月号
- vi Forest Stewardship Council (森林管理協議会) <https://fsc.org/jp/>
- vii PEFC森林認証プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) http://www.pefcasia.org/index.php/about_pefcasia_promotions
- viii 一般社団法人緑の循環認証会議 <http://www.sgec-eco.org/>
- ix 藤原敬「なぜ地域材なのか」環境性能情報から見た地域材の流通の課題と期待」森林技術誌二〇一三年一月号

農業委員会改革の現状と課題

全国農業会議所 事務局長代理 稲垣 照哉

1 農業委員会法改正の要点

農業委員会の改革¹⁾は、平成二六年六月の「改訂 農林水産業・地域の活力創造プラン(以下「プラン」)²⁾の議論に遡る。端的には、現下の農政の最優先課題(KPI)である「(平成三五年までに)農地の八割を担い手へ集積」する一環として、一連の一体改革のもと「市町村の独立行政委員会である農業委員会について農地利用の最適化をより良く果たせるようにするため制度を見直す。」と明記されたことを受け、検討が本格化し、平成二七年初めに農業委員会法の一部を改正する法律案が国会へ提出され、国会審議を経て、同年九月に改正法が公布、平成二八年四月一日に施行され現在に至っている。現象的には①農業委員会の事務の重点化―農地利用の最適化を法令必須事務に位置づける、②農業委員の選出方法等の変更―公職選挙法に準じた選挙制度から市町村

長が議会の同意を得て選任、農業委員の政令上の定数の半減、③農地利用最適化推進委員の委嘱―農地利用最適化推進委員は農地中間管理機構と連携する、④農業委員会ネットワーク機構の指定―都道府県農業会議、全国農業会議所が法律から削除され一般社団法人へ移行し、ネットワーク機構の指定を受ける等が耳目を引いている。しかしながら②以下の事項は①を進めるための手段であり、今回の改革の主眼は「農地利用の最適化」である。この定義は、プランに以下の通り定義されている。①担い手へ農地を集積・集約する、②遊休農地発生防止・解消、③新規参入の促進。

もう一点、今回の改革の特筆点は、強く農地中間管理機構との連携が謳われていることである。そのことは、農地利用の最適化を、農業委員会の業務として位置づけている農業委員会法第六条第二項の条文と農地中間管理機構を規定する農地中間管理事業法第一条の目的を規定